

# 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業） 事業者向け

令和3年3月9日  
水産庁

## 1 作業安全確保のために必要な対策を講じる

### （1）人的対応力の向上（共通規範3（1）関係）

- ① 作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。
- ② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
- ③ 作業安全や海難防止に関する研修・教育等を受ける。また、安全対策に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
- ④ 適切な技能や免許等の資格を取得する。
- ⑤ 職場での朝礼や定期集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。
- ⑥ 安全対策の推進に向け、従事者自ら提案を行う。

### （2）作業安全のためのルールや手順の順守（共通規範3（2）関係）

- ① 関係法令を遵守する。
- ② 漁労機器や救命設備等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を理解する。
- ③ ライフジャケットの着用を徹底するとともに、作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。
- ④ 健康状態の管理を行う。
- ⑤ 作業中に必要な休憩をとる。
- ⑥ 作業安全対策に知見のある第三者機関による訪船指導や地域の安全責任者等によるチェックを受ける。

### （3）資機材、設備等の安全性の確保（共通規範3（3）関係）

- ① 燃料や薬品など危険性・有害性のある資材を適切に保管する。
- ② 漁労機器や救命設備、航海機器等の日常点検・整備・保管を適切に行う。
- ③ 資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。

#### **(4) 作業環境の整備（共通規範3(4)関係）**

- ① 職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。
- ② 安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。
- ③ 現場の危険個所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。
- ④ 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。

#### **(5) 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用**

##### **（共通規範3（5）関係）**

- ① 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講ずる。
- ② 実施した作業安全対策の内容を記録する。

## **2 事故発生時に備える**

#### **(1) 労災保険への加入等、補償措置の確保（共通規範4(1)関係）**

- ① 経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

#### **(2) 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施（共通規範4(2)関係）**

- ① 事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、運輸局・労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

#### **(3) 事業継続のための備え（共通規範4(3)関係）**

- ① 事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。